

令和8年度遠隔監視装置通信回線切替工事

〔 通 信 設 備 〕

特 記 仕 様 書

令和8年度

宮古市上下水道部 施設課

目 次

第1章	総 則	
1.	適用範囲	1
2.	工程及び施工箇所	1
3.	関連法規及び規格	1
4.	疑義の解釈	1
5.	書類の提出	1
6.	承諾図書	3
7.	完成図書	3
8.	工事カルテ作成、登録	3
9.	工事施工	4
10.	検 査	4
11.	受注者の負担	4
12.	保証期間	5
13.	製造業者	5
14.	施工上の注意点	5
第2章	一般仕様	
第1節	共通事項	6
第2節	通信設備一般仕様	6
第3節	工事一般仕様	7
第3章	特記仕様	
第1節	通信設備特記仕様	8

第1章 総 則

1. 適用範囲

この特記仕様書（以下「仕様書」という）は、宮古市上下水道部（以下「甲」という）において令和8年度に施工する「令和8年度遠隔監視装置通信回線切替工事」に適用する。

この仕様書に定めのない事項については、国土交通省大臣官房技術調査課「電気通信設備工事共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるものとする。

2. 工程及び施工箇所

本工事の工期は契約日の翌日から233日間（連休等を含む）とし、施工箇所は宮古市川井、田代、重茂、長町地内の水道施設とする（設計図位置図参照）。

3. 関連法規及び規格

この工事において準拠すべく基準及び規格は次の通りとする。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (3) 電気工事士法
- (4) 電気用品安全法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 計量法
- (7) 電気設備の技術基準（経済産業省令）
- (8) 日本産業規格（JIS規格）
- (9) 電気規格調査会（JEC規格）
- (10) 日本電線工業会標準規格（JCS規格）
- (11) 内線規定
- (12) NTT東日本IP通信網サービス契約約款
- (13) その他関係法令、条例、規則

4. 疑義の解釈

仕様書及び設計図書において疑義を生じた場合の解釈及び本工事の細目については、工事を担当する甲の監督職員（以下「監督員」という）の指示に従わなければならない。

5. 書類の提出

受注者（以下「乙」という）は、この工事の施工に伴い、次の書類を甲に提出しなければならない。なお、提出部数は監督員の指示によるものとする。

(1) 着工時

工事着手届
工事工程表（工事策定表添付）
現場代理人又は監理（主任）技術者通知書（経歴書等添付）
資格証の添付（電気通信工事施工管理技士、等）
下請調書（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等の写し添付）

(2) 工事中

工事カルテ登録前	確認の都度（2部）
工事カルテ登録後	登録の都度（2部）
工事従事者名簿	2部（免状の写し確認）
施工計画書	2部
実施工程表（月間、週間）	2部
製造業者リスト（機器）	2部
製造業者リスト（材料）	2部
主要機器承諾願	2部
主要材料承諾願	2部
施工図(施工要領書)の承諾願	必要な箇所（2部）
出来形管理図	その都度（2部）
工事打合せ議事録	その都度（2部）
材料検査立会願	その都度（2部）
工事施工立会願	その都度（2部）
工場検査要領書	該当機器（2部）
現地試験要領書	2部
工事事故報告書	その都度（指示する期日までに2部）

(3) 完成時

工事完成届	工事完成日（着工前、完成写真添付）
完成図書	2部
工事写真	2部
検査試験成績表	2部
各種データ	1式（CD-R）
引渡書	竣工検査完了日

(4) その他、監督員が必要と認め指示するもの。

(a) 健康診断

水に直接近接する可能性がある工事従事者について、水道法第21条に基づく健康診断を行い、その結果をすみやかに報告すること。また、有効期間はおおむね1年間とする。検査項目は、赤痢菌、パラチフス菌、腸チフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、腸管出血性大腸菌(0-157等)、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等について行うこととする。

6. 承諾図書

5. (2)に掲げる承諾図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 機器製作図の承諾願に関するもの

(a) 電気通信設備機器

機器製作仕様書、外形図、盤内器具配置図
単線接続図、三線接続図、展開接続図

(b) 主要資材

仕様書、外形図、品質および性能証明書
環境配慮型製品の有無

(c) 共通事項

付属品および予備品一覧表
その他、監督員が指示するもの

(2) 施工図の承諾願に関するもの（必要な場合のみ）

機器配置平面図及び断面図または側面図、機器据付図、
制御線、計装線の各配線図、システム系統図
その他、監督員が指示するもの

7. 完成図書

5. (3)に掲げる完成図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 完成図書

工事概要書、竣工図、機器完成図、検査試験成績表、現地試験成績表
機器取扱説明書、ケーブル接続表、保証書、アフターサービス連絡表
その他、監督員が指示するもの

(2) 運転操作に関する説明書

(3) 官公庁等手続書類またはその写し

8. 工事カルテ作成、登録

(1) 乙は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として工事カルテ「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9. 工事施工

- (1) 乙は、監督員と設計、施工について打ち合わせのうえ承諾図書を作成し、承諾を得てからでなければ、製作及び施工に着手してはならない。また、据付等施工に関しては水道施設耐震工法指針・解説および建築設備耐震設計・施工指針に準拠した施工方法を行わなければならない。なお、機器等に関しては転倒しないよう堅固に据付けるものとし、施工方法を示した図書等の写しを提出すること。
- (2) 乙は、工事着手に先立ち、工事内容を十分に把握し、さらに現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い施工計画を策定すること。
- (3) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。
- (4) 乙は、工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害の防止に努めなければならない。
- (5) 既設構造物を汚染もしくはこれらに損傷を与えた時は、乙の責任において復旧しなければならない。
- (6) 工事の完了時、乙は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃処理しなければならない。

10. 検査

検査は、次の各項目について行うものとする。

なお、これに要する費用は、乙の負担とする。工場立会検査は、原則として乙が責任を持って行うこと。

(1) 工場立会検査

この工事に使用する機器のうち、監督員が必要と認めるものについては、製作完了時当該工場において乙の立会検査を行う。(汎用外、受注製作品)

なお、工場検査の有無にかかわらず監督員の指示する主要機器、材料については、全ての社内試験成績表を提出するものとする。

(2) 中間検査

工事段階の区切り、工事完了後では検査できない部分等、監督員が必要と認めるものについては、甲の検査を行うものとする。

(3) 竣工検査

工事完了にあたっては、甲の規定に基づき竣工検査を行うものとする。

11. 受注者の負担

次の事項に要する費用は、乙の負担とする。

- (1) 軽微な事項で、設計図書に示されていない事項であっても、工事施工上当然必要と認められるもの。
- (2) 現場の収まりおよび取り合いによる、機器または材料の取付位置、取付方法等の軽微な変更。

- (3) 各種の試験、検査および施工管理に要する費用。
- (4) 関係諸官庁、電力会社、N T T等に対する一切の諸手続き等に要する資料作成およびその費用。なお、N T Tに対する申請は発注者とする。

1 2. 保証期間

この工事の保証期間は、総合試運転期間終了後1ヶ年を保証期間とする。

保証期間中に乙の責任と見なされる原因によって故障等の不具合が生じた場合、乙は、その責任と負担により、補修、取替え、その他必要な処置を施すものとする。

1 3. 製造業者

この工事で使用する機器および材料について乙は、事前に甲へ製造業者リストを提出し、甲の承諾を受けた後に当該製品を使用するものとする。

1 4. 施工上の注意点

- 1) 作業時間は原則として、平日の午前8時30分から午後5時00分までとし、完全週休2日(土日)適用工事とする。(工事着手前に発注者と協議すること。)
- 2) 所定の場所以外は禁煙とする。

第2章 一般仕様

第1節 共通事項

1. 規則

本工事に使用する機器は、JIS, JEC, JEMの各規格に準拠するもので、本章の仕様によること。

2. 通信および配線方法

通信および配線方法は、設計図面並びに本仕様書に示す通りとする。

3. 単位

単位はすべてメートル法及びS I単位系によるものとする。

4. 周波数

本地域は50Hz地域につき、定格周波数は50Hzとする。

5. 荷造り、輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講じること。

輸送途中における機器・材料および一般公共物等に与えた損害は、一切乙の責任にて処理すること。

6. 製作中の連絡

納入機器の製作者が複数にわたる場合には、各製作者は互いに密接な連絡を取り合い全体として完全な機能を発揮できるものを納入するものとする。

7. 施工期間における準備、運搬等、施工上必要な準備に係る費用は共通仮設費に含むこととする。

第2節 通信設備一般仕様

1. テレメータ盤

(1) 主回路

主回路に用いる母線および接続導体は銅を使用し、規定の条件の下に定格電流および定格短時間電流を流しても充分これに耐えるものとする。

絶縁電線を用いる場合は原則として600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 I Eを使用し、電気機器用ビニル絶縁電線 K I Vに規定されたものまたは、同等品以上のものを使用すること。ケーブルを用いる場合は、架橋ポリエチレン絶縁耐燃ポリエチレンシースケーブル C E、C E T及びC E Eを使用すること。

(2) 制御回路

(ア) 制御回路に用いる電線は原則として600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 I Eまたは600Vビニル絶縁電線 I V、電気機器用ビニル絶縁電線 K I Vに規定されたもので、断面積が 1.25mm²以上を有し、かつ可動部は充分可とう性があるものを使用すること。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い線を使用してもよい。

(イ) LANに用いるケーブルは原則としてカテゴリ6以上の性能とする。

(ウ) 電線被覆の色別は下記の色別を行う。

交流制御回路	黄
直流制御回路	青 (指定)
接地回路	緑

(3) 供給電源

- (ア) 交流回路 1Φ2W100V、50Hz
(イ) 直流回路 24V

第3節 工事一般仕様

1. 概要

本工事は、各機器の搬入、据付、配線等の各工事を行い、各申請をし、更に単体～組合せ試験および総合試運転までを含むものとする。

また、本工事の施工に当たっては設計図書並びに本仕様書に基づき監督員と十分に打合せのうえ、あらかじめ承諾を受けた図面により関係法令および規格に準拠して施工するものとする。

2. 一般仕様

(1) 機器据付工事

- (ア) 盤内機器の据付は、DINレール等に固定し、脱落やずれのないようにすること。
(イ) 据付に際しては、機器本体に溶接、切断等の加工を行なってはならない。
(ウ) 据付完了後、傷及び塗装の損傷部分は補修すること。
(エ) 盤等のケーブル引込部分等の開口部に、小動物等の侵入防止処理を行うこと。
(オ) 機器の取付に際し、構造物にはつり及び溶接を行なう場合は監督員の指示を受けたあと施工し、速やかに補修すること。

(2) 配線工事

(ア) 配線工事

(a) 端末処理等

各芯線には端子記号と同一マークを刻印したマークチューブを付けると共に、ケーブルにはケーブル記号等を記した札をシースに付けること。

(b) ケーブルと機器の接続

- (i) 配電盤に引込むケーブルは、適切な支持物に堅固に固定し、接続部に過大な応力がかからないようにするものとする。
(ii) 心線相互の接続は、圧着スリーブ、電線コネクタ、圧着端子等の電線に適合する接続材料を用いることとする。

(c) 電路とその他のものとの離隔

- (i) 低圧ケーブルまたは低圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線等と接触しないように施工するものとする。
(ii) 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ピットに収納して配線するときは隔壁を設けるものとする。
(iii) 低圧屋内ケーブル、弱電流電線または水道管、もしくはこれらに類するものとは、十分離隔する。

(イ) ケーブルの種類および太さ

あらかじめ、監督員の承諾を得たケーブル、電線を使用すること。

第3章 特記仕様

第1節 通信設備特記仕様

1. 概要

本工事は、宮古市内水道施設(川井、田代、重茂地区)の遠隔監視に使用している専用回線を光回線(VPN)に切替え、遠隔監視を行うものである。

(1) 通信設備

(ア) 各水道施設及び中央監視室で稼働しているテレメータ設備 (MOD3, D3, TL500) を専用回線から光回線に切替える。必要な設備として専用回線IPコンバータ、ルーターを取付け、設定する。ONUはNTT工事とする。重茂地区の千鶏ポンプ場及び石浜加圧配水場のテレメータはTL500からD3で通信することとする。

川井地区：9回線(D3)

田代地区：2回線(MOD3)

田代地区：1回線(D3)

重茂地区：6回線(MOD3)

重茂地区：2回線(D3)

(イ) 当工事は設置済みのVPNに参加者として光回線化する。なお、設置済みのVPNは川井地区ONU1台、重茂田代地区ONU1台であり、該当するONUに的確に振り分けることとする。

(ウ) 不要となった専用回線は、光回線化が完了し安定的に遠隔監視が可能となったから発注者が廃止申請することとする。

(エ) 専用回線IPコンバータ用の電源を整備すること。AC100V仕様とDC24V仕様が混在しているので注意すること。

(オ) 各水道施設及び中央監視室にONU、ルーター、専用回線IPコンバータ、テレメータ装置を取付け、必要な盤改造、配線接続を行い設定すること。

(カ) アドレス、IPアドレス等を整理すること。

(キ) 監視項目を表等に整理すること。

2. 設備機器

(1) 専用回線IPコンバータ	16台
DT-1相当	
RS-232-C	
100V~240V AC	
専用回線~Ethernet	
(2) 専用回線IPコンバータ	24台(うち支給品3台)
DT8-1相当	
1200bps	
24V DC	
専用回線~Ethernet	
(3) ルーター VPN:LAN4ポート	20台(うち支給品3台)
(4) テレメータ装置	4台
通信カード D3-LT1相当	
(5) テレメータ装置	4台
電源カード D3-PS3-K相当	
(6) テレメータ装置	4台
ベース 6スロット D3-BS06相当	
(7) テレメータ装置	2台
直流電流入力カード(4点) D3-SS4S相当	
(8) テレメータ装置	2台
接点入力カード(16点) D3-DA16S相当	
(9) テレメータ装置	2台

	積算パルス入力カード(16点) D3-PA16S相当	
(10)	テレメータ装置 直流出力カード(4点) D3-YS4S相当	2台
(11)	テレメータ装置 接点出力カード(16点) D3-DC16S相当	2台
(12)	テレメータ装置 積算パルス出力カード(16点) D3-PC16AS相当	2台

3. テレメータ装置機能増設

- | | | |
|-----|---|-----|
| (1) | MOD3シリーズ(DT-1相当) | 8組 |
| | (ア) 通信機器取付(テレメータ装置、ルーター等取付) | |
| | (イ) IPアドレス設定(各機場IPアドレス振分け設定) | |
| | (ウ) 盤内諸配線接続(盤内通信機器配線接続、電線、接続材、支持材含) | |
| | (エ) 通信機器用電源増設(ルーター、ONU、通信機器用電源) | |
| (2) | D3シリーズ(DT8-1相当) | 12組 |
| | (ア) 通信機器取付(テレメータ装置、ルーター等取付) | |
| | (イ) IPアドレス設定(各機場IPアドレス振分け設定) | |
| | (ウ) 盤内諸配線接続(盤内通信機器配線接続、電線、接続材、支持材含) | |
| | (エ) 通信機器用電源増設(ルーター、ONU、通信機器用電源、パワーサプライ等含) | |

4. 工事範囲

- (1) 各水道施設、中央監視室の専用回線IPコンバータ据付、ルータ据付、電源工事
- (2) 各テレメータ盤改造、図面作成
- (3) 監視項目全点数の試験
- (4) 機器の接地線接続
- (5) 機器単体～組合せ試験および総合試運転
- (6) 中央監視室～各水道施設との総合試運転
- (7) その他上記に伴う諸工事

施 工 条 件

明 示 項 目	明 示 内 容
工 程 関 係	<p>工程を十分検討し、施工計画書を2部提出すること。 施工に先立ち現地調査並びに監督員と打合せを行うこと。 機器等の納入仕様書を2部提出し、監督員の承諾を得てから手配すること。 盤図作成、機器製作期間に留意し、工程管理を徹底すること。 完全週休2日(土日)、経費を計上済み。</p>
現 場 代 理 人 主 任 技 術 者 監 理 技 術 者 の 兼 務	別紙「主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書」を参照のこと。
公 害 対 策 関 係	<p>水質に影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。 振動、騒音の抑制に努めること。</p>
安 全 対 策 関 係	<p>工事車両の駐車・資材運搬・作業時は、一般通行車両の妨げにならないよう注意すること。歩行者についても十分注意すること。</p>
工 事 用 道 路 関 係	無し。
仮 設 関 係	<p>作業中は、上下水道部事務室に警報が出力されないよう処置を行うこと。 (中央監視室スイッチ操作等)</p>
産 業 廃 棄 物 関 係	撤去品は協議のもと監督員へ引き渡すものとする。
機 器 製 作 関 係	<p>盤、機器の承諾図作成に当り、事前打合せを必ず行うこと。(質疑・応答) 発注者・受注者・機器製作者の設計製作仕様の共有を図る。</p>
試 験 工 関 係	<p>各水道施設のテレメータ子局装置からアナログ・接点等の信号を入力して試験を行うこと。(監視項目全点数試験) 工場試験成績表並びに現地試験成績表を作成のこと。 警報試験等、総合試運転を行うこと。</p>
電 気 通 信 工 事 関 係	<p>別紙特記仕様書を参照のこと。 各電源系統及び信号系統を確認のうえ、据付工事に着手すること。 既設「テレメータ盤」等の改造にあたり、事前打合せを必ず行うこと。 テレメータ装置の盤内取付位置等詳細は、打合せのうえ決定する。 N T T 光回線申込み、専用線廃止申込みは、発注者が行うものとする。</p>
下 請 契 約 対 象 の 限 定	<p>社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることを原則として禁止する。 詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html 《岩手県トップページ》>県土づくり>建設業>建設業法の諸手続き(許可、経審等)> 【お知らせ】 県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について》</p>

工 事
番 号

R
8
|

冊 数

工 事
件 名

令和8年度遠隔監視装置通信回線切替工事

業者名

主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書

(工事名：令和8年度遠隔監視装置通信回線切替工事)

1 建設業法改正等に伴う主任技術者及び監理技術者の専任の合理化について

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされている。

令和2年10月に施行された建設業法施行令において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者が複数現場を兼務できるよう専任義務が緩和されている。

さらに、令和6年12月に施行された建設業法施行令において、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、同一の主任技術者又は監理技術者の2現場の兼務が可能となったほか、営業所ごとに専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できるよう専任の合理化が図られた。

これらを踏まえて、市営建設工事における主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いを定める。

2 建設業法第26条第3項第1号による場合(専任特例1号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の主任技術者又は監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) 下請次数が3を超えていないこと。
- 5) それぞれの工事に連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 10) 主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 11) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、主任技術者及び監理技術者の兼務届(様式第1号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書(以下、「人員配置計画書」)を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第1号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 建設業法第26条第3項第2号による場合(専任特例2号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 設計額(税込)が1億5千万円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること(山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない)。
- 6) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 7) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 8) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届(様式第2号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 営業所技術者等と兼務する場合

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等が1件の工事の主任技術者又は監

理技術者を兼務できるものとする。

- 1) 当該営業所において締結された工事であること。
 - 2) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
 - 3) 営業所と工事場所が宮古市内であること。
 - 4) 下請次数が3を超えていないこと。
 - 5) 連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
 - 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - 7) 建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
 - 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
 - 10) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。
- (2) 手続き

- 1) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、営業所技術者等の兼務届(様式第3号)に連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の5に規定する人員配置計画書を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第3号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても営業所技術者等と兼務することを考慮した内容とすること。

5 施行時期

令和7年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済や入札契約手続中の工事であっても、上記要件を満たし発注者が兼務を認めた(工事打合簿等書面によること)工事については適用できるものとする。